

## あおもりマッチングシステム「AI(あい)であう」 利用規約

### 1 システムの概要

あおもりマッチングシステム「AI(あい)であう」は、あおもり出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が運営するマッチングシステムです。

本システムは、結婚を前提とした出会いを希望する男女が自分自身のプロフィール、希望する相手の条件等を登録することで、システムが条件の合うお二人をピックアップし、双方に紹介状を配信し、ご本人同士でお見合いをする紹介型のマッチングシステムです。

条件を絞って登録会員を検索することも可能です。

### 2 会員登録ができる方

会員登録ができる方は、下記（1）～（4）の条件を全て満たす方です。

（1）18歳以上（本人確認面談時における年齢）の独身男女

※18歳に到達してから最初の年度末までの間にある者を除く

（2）スマートフォン及びメールアドレスを所有している方

（3）青森県内に居住している方、県外居住者の場合は、結婚後に青森県内に居住することを考えている方

※代理人が、本人に代わって、会員登録・マイページの閲覧等を行うことはできません。

（4）過去に会員登録を抹消されたことのない方

### 3 会員登録方法

（1）登録申込み（仮登録）

お一人様1登録とし、重複登録はできません。

（2）利用登録料（登録月から2年後の同月末まで有効）

登録者の居住地	利用登録料
青森県内 (下段に記載の市町村を除く)	10,000円(税込)
青森県内 (弘前市)	12,000円(税込)
県外	12,000円(税込)

※ひとり親家庭の父母（ただし、児童扶養手当受給者に限る。）は、居住地に関わらず無料。

※居住地により利用登録料が異なります。また、上記の市町村名は、今後変更となる場合がありますので、登録する際は、必ずご確認ください。

※利用登録料は、会員登録に係る費用です。一旦納入された登録料については、いかなる理由であっても返還しません。所定の口座へ振り込むことにより納入してください。

※振込手数料は各自ご負担ください。

※月会費、紹介料、成婚料はかかりません。

※登録後、自ら行う作業の不備やご希望条件が極端に狭い場合等、一度も紹介ができなかった場合でも退会時の返金はありません。

(3) 必要書類等のシステムへのアップロード

会員登録後、活動を行うにあたっては、システムに必要書類等をアップロードし、提出内容についてセンターの承認を受ける必要があります。登録方法は会員マイページ「初めての方へ」(STEP0 活動準備)をご覧ください。

①独身証明書(発行日から2ヶ月以内のもの。提出が困難な場合、県の認めるこれに類するもの(戸籍抄本等)を提出すること。)

②写真付きの身分証(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

③所得証明書又は源泉徴収票等、所得を確認できる書類(直近のもの)

④写真2枚(ご本人のみが写っている3か月以内に撮影されたもの) バストアップ1枚(必須)とプライベート1枚(任意)

※この写真は、お相手に配信する紹介状に表示されます。

⑤卒業証明書(任意)

⑥児童扶養手当受給者については、受給を証明できる書類

(4) 面談(オンライン面談を含む)による本人確認

「なりすまし」防止のため、面談での本人確認を原則としています。面談による本人確認では、上記証明書類の原本確認をさせていただきますので、ご準備願います。

※確認後、書類はご返却いたします。

(5) 本登録

センターでの本人確認後、会員番号を付与された日から本登録となります。

#### 4 登録期間

(1) 登録月(本人確認が終了しシステムが利用できる状態となった月)から2年後の同月末まで有効です。

ただし、運用開始前(令和4年9月30日以前)に登録いただいた場合は、令和6年10月31日まで有効です。

例) 令和4年10月1日から31日までに登録した場合、令和6年10月31日まで有効。

(2) 規約14「満期継続(更新)」の場合は、有効期間後に引続き入会を希望する際に、再度、利用登録料をお支払いいただきます。

(3) 規約17「会員登録の抹消等」に該当する事実が発覚した場合は登録を抹消します。また、規約12「紹介ストップ・活動の休止」の手続きを行った場合でも登録期間は延長されません。

#### 5 登録内容

(1) 必須項目

ア 開示項目(お相手に配信する紹介状にプロフィールとして記載されます。)

氏名(名前のみひらがなで開示、姓は非開示)、年齢、性別、現住所(市・郡まで)、出身都道府県、身長、結婚歴、子供の有無、喫煙の習慣、最終学歴、所属区分(民間

企業/個人事業主/公務員 等)、雇用形態、職業、業種、転勤の可能性、仕事内容、年収、趣味、自己PR、写真(バストアップ1枚)

※写真はバストアップ1枚の登録が必須となります。任意でプライベート写真も1枚登録可能です。

※写真の開示タイミングについては、「紹介時に開示する」と「お見合い成立時に開示する」のどちらかを選択できます。

#### イ 非開示項目

氏名(漢字・フルネームでの表示)、生年月日、星座、現住所(市・郡以外の情報)、郵送先住所、電話番号、メールアドレス、体重、最終学歴(学校学部名(紹介状への開示又は非開示の選択可))、国立私立区分、勤務先名(紹介状への開示又は非開示の選択可)、勤務先住所、勤務先の上場、所属部署、職位・役職、主に利用する駅、お相手に希望する条件項目(年齢、年収、身長、最終学歴、結婚歴、子供の有無、喫煙の習慣)

※氏名(漢字・フルネーム)及び許可した電話番号又はメールアドレスの1つ以上は、交際相手へ開示されます。

#### (2) 任意項目

##### ア プロフィール項目

血液型、続柄(長男、長女等)、親との同居、飲酒の習慣、年商(個人事業主の場合)、自分の性格、パートナーに求めること、結婚後に希望する子どもの数

##### イ EQアセスメント(価値観診断テスト)の受検

※診断テスト結果をもとに価値観が合うと思われるお相手を自動でご紹介いたします。

## 6 本登録後の登録内容の変更

登録した項目に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行ってください。変更内容によっては、公的書類等にて確認をさせていただきます。登録内容と実態が相違する場合、マッチングやその後の交際等で支障が生じることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

## 7 活動開始(マッチング等の開始)

活動は、登録申込み(仮登録)、本人確認、利用登録料の納入、必要書類のアップロード、システムへの必須項目の登録のすべてが完了した後(本登録後)に開始することができます。

## 8 マッチング(お相手の紹介)

EQアセスメント(価値観診断テスト)の結果及びお相手に希望する条件をもとにお相手を自動でご紹介いたします。会員マイページに紹介状の送付がありましたら、回答期限内(7日以内)に「YES」又は「NO(見送り)」の回答をシステムからご入力いただきます。マッチングは、お互いの希望条件が合致した人を優先的にご紹介しますので、ご希望条件により毎月必ずご紹介があるとは限りません。

※回答期限を過ぎた場合、「自動見送り」となりますので、期限内のご回答をお願いいた

します。

※そのほか、会員ご本人による条件検索によってお相手を見つけ、自らお見合いを申し込むことも可能です。

## 9 お見合い

紹介状配信後、双方の会員が YES 回答をするとお見合いが成立します。お見合いについては、ご本人同士の自己責任のもとに行っていただきます。なお、お見合い当日の個人連絡先の交換は禁止です。

## 10 交際

お見合い後、双方の会員が YES 回答の場合、「交際」として成立します。「交際」の段階は、「お知り合い」「好印象」「前向きに交際中」等の状況を選択することができます。この段階では、他の方と「お見合い」をすることも可能であり、「真剣交際」に入る前に複数の方と知り合うことができます。

## 11 真剣交際

双方の会員の希望により1対1で交際することを「真剣交際」といいます。「真剣交際」に入った場合、他の紹介者との交際は中止し、新たな紹介もストップします。

## 12 紹介ストップ・活動の休止

紹介ストップ及び活動休止の期間があっても、登録期間が延長されることはありません。

## 13 退会

### (1) 退会（成婚）

双方の会員が成婚の意思を確認し、退会することを「成婚退会」といいます。

### (2) 退会（成婚以外）

何らかの理由で退会することを「中途退会」（成婚以外）といいます。

## 14 満期継続（更新）

希望により期間を更新することができます。その際は登録料が再度発生します。

## 15 個人情報保護についての留意事項

登録会員の秘密及び個人情報は、センターの責任の下に厳重に管理し、センターを運営する青森県及び共同運営に参加する市町村が結婚支援の目的にのみ使用することとし、ご本人の承諾を得ず、他の目的に利用いたしません。

個人情報の取扱いに関する事項は、センターホームページの「個人情報保護方針」に記載のとおりです。

## 16 禁止事項

次の各号に掲げる行為その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は

他の迷惑のかかる行為は禁止します。

- ア 偽りその他不正な手段で登録をし、又は登録しようとする事
- イ 結婚している、又は結婚を前提に交際中の方がいるにもかかわらず登録をする、又は登録しようとする事
- ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員をいう。）である者が登録すること
- エ センターのシステムを悪用すること、又は悪用しようとする事
- オ ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他自分自身の結婚相手を探す目的以外の目的で登録すること
- カ プロフィール等に虚偽の記載をすることや、会員登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま活動すること
- キ 当該事業で知り合ったお相手に対し、待ち伏せ、見張り、面会、交際その他の義務のないことを行うことの強要、メール・電話・SNS 連絡の強要、脅迫、一方的な通信行為、若しくは著しく不快、粗野又は乱暴な言動を取る、その他のつきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為、金銭の貸借又は貸借の申込を行うこと
- ク 当該事業を通じて知り得た以下の情報を撮影（動画、静止画及び紙媒体、電子データを問わない）又は複製、転記、譲渡、公開（SNS、動画投稿サイトへの掲示、紙媒体の掲示・配布等）、利用すること
  - ・システムから閲覧できる紹介状、検索画面等の個人情報を含む画面
  - ・お見合いや交際中に取得した画像及び個人情報
  - ・婚活イベント等で取得した画像及び個人情報
  - ・その他個人の秘密や個人の特定につながる情報等
- ケ お見合い成立後、正当な理由もなく、キャンセルすることや無断欠席すること
- コ センタースタッフに対し、著しく不快、粗野又は乱暴な言動を取ること及びセンターの業務範囲を越えた過度な要求、又はそれに準ずる行為を行うこと

## 17 会員登録の抹消等

次の事項に該当する場合には、入会をお断りし、又は会員登録を抹消します。悪質な場合は、法律に基づき厳正に対処いたします。

- (1) 偽り等不正な手段で入会した場合、又は入会しようとした場合
- (2) センターのシステムを悪用した場合、もしくは悪用しようとした場合
- (3) センターの指示、指導に従わなかった場合
- (4) 当該事業で知り合ったお相手から、著しく不快な言動及び行為があった旨報告があった場合
- (5) 規約16「禁止事項」に違反した場合

## 18 その他注意事項

- (1) 当該システムは、ご希望の条件の方とのお引き合わせを確約するものではありません。ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

令和6年5月1日

- (2) 当該システムでマッチングしたお相手とお見合い後、交際となるか、又はどのように交際していくかについては、自分自身の責任で判断してください。
- (3) 交際成立後の自分自身とお相手との交際に関して、万が一、お相手の方等とトラブル等が発生した場合も、原則として当事者間で解決してください。
- (4) この「利用規約」に違反する事例があった場合には、お手数ですが、センターまでご連絡ください。
- (5) 詳しい利用方法については、センターホームページをご活用ください。

#### <お問い合わせ先>

あおもり出会いサポートセンター

〒030-0862 青森市古川1丁目20-11 メゾンビル2階

TEL:017-721-1250

メール: info@adsc.jp

HP: <https://adsc.jp/>